

環境教育・ESD 実践動画 100 選 募集要領

～始めよう！広げよう！学びの取組～

1. 本事業の趣旨

今、私たちは、「気候危機」とも言われる気候変動や生物多様性の損失など、地球規模での危機的状況に直面しています。これらの危機を克服し、持続可能な社会を実現するためには、環境問題を始め、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことが求められます。

環境教育・ESD（持続可能な開発のための教育）は、こうした課題の解決に向け、人々の価値観や行動等の変容を目指す教育・学習の取組として、学校や教育施設を始め様々な場で実践されています。しかし、その多くは現場の個人の工夫や努力に頼っている面も多く、新たに取り組もうと考える方々にとって、参考となる事例が身近になく、イメージが湧かないため、実践に踏み出しにくいといった声もあり、結果として、その内容や有効性が他の現場に広がりにくくなっています。

そこで、全国各地で実施されている環境教育・ESD の実践事例から、新たに取り組もうとしている方がやってみようと思える事例の動画を、実践動画 100 選と銘打って集め、公表することとしました。これから取り組もうと考えている現場の方々の負担を軽減するとともに、現在取り組んでいる方々の地域でのネットワークをより強固にし、その取組を応援していくことを目的として、本事業を進めていきます。

2. 募集内容

◆応募テーマ

学校教育または社会教育において子ども（幼少期～高校生）を対象とした SDGs や環境教育、ESD の実践取組

注1) 学校教育部門の場合、単発の授業（いわゆる「1コマ」）・講座・イベント・出前授業の内容ではなく、例えば、年間の取組、複数の授業を使った活動や講座のほうが望ましいです。

◆応募区分・資格

学校教育部門	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など
社会教育部門	動物園・水族館、博物館、公民館、自然学校、NGO/NPO、自治体、企業、地域コミュニティなど

注1) 個人による応募は受け付けていません。必ず学校、団体または組織などでご応募ください（法人格の有無は問いません）。

注2) 学校と社会教育施設等で連携して取り組んでいる場合は、申請の代表となる団体または組織が該当する部門にご応募ください。

◆応募条件

- 動画の長さは3分程度とします。（大幅に超えた場合は審査の対象外になります。）
- YouTube 対応のファイル形式としてください（.mp4 を推奨）。
- ビデオカメラやスマートフォンで撮影の実写、アニメーション、CG、各種動画編集ソフトの使用等は問いません。
- 各学校、団体または組織からの応募は各学校等当たり1件のみと限らせていただきます。
- 可能であれば、動画の全体概要がわかるような補足資料（単元・指導案・取組のチラシ等）を添付してください（任意）。
- 注意事項にも記載のとおり、公序良俗に反する内容、政治目的、宗教勧誘、特定の事

業者や商品の広告目的などの宣伝又は勧誘を意図する内容でないものかどうか事務局で確認します。

◆応募方法

動画、申請フォーマット及び補足資料（任意）を、下記の環境教育・ESD 実践動画 100 選事務局宛にメール（各種ストレージの併用も可）でお送りください。送付後 3 営業日以内に事務局より受領の連絡をいたします。3 営業日が経過しても連絡がない場合は、書類が届いていない可能性がありますので、お手数をおかけいたしますが事務局までお問合せください。

なお、選定された取組については、取組がより広まるよう、可能な場合は既存の単元計画や取組のチラシ等の活動概要のわかる資料のご提供をお願いする予定です。（応募の際にご提出いただいていない場合）

【送付先】

環境教育・ESD 実践動画 100 選事務局（公益社団法人日本環境教育フォーラム内）

担当：加藤超大

E-MAIL：ee.esd100@jeef.or.jp

*動画や資料等の容量が大きい資料を送付いただく場合は、各種ストレージを活用して送付ください。

◆応募期間

令和 5 年 6 月 30 日（金）～令和 5 年 9 月 29 日（金）

3. 審査方法

◆審査のポイント

審査は、以下のポイントを踏まえ、本事業の趣旨に照らして、複数の審査員により総合的に審査いたします。

すべてのポイントを満たしている必要はありません。特に力をいれて取り組んだポイントについて、申請フォーマットの「アピールポイント」に記載してください。

<教育の観点からのポイント>

- ・持続可能な社会を目指す取組を分かりやすく伝え、子どもたちの意欲・関心を引きつける工夫がされている。
- ・子どもたちが課題を主体的に捉え、探究活動を行うカリキュラムやプログラムが作られ、実践されている。
- ・子どもたちの意識変容、行動変容につながっている。

<社会・地域の観点からのポイント>

- ・学校・団体といった、組織として取り組んでいる。または、学校・団体内で完結せず、地域や外部団体との連携がとれている。

4. 選定動画の周知・共有等

選定された動画は、環境省のホームページ及び公式 YouTube チャンネルやイベント等で発信するほか、選定動画の作成者による事例発表や交流会等を行う予定です。

5. 注意事項

お送りいただく動画の著作権者は、当該動画を環境教育・ESD 実践動画 100 選事務局に送信することをもって、当該動画の著作権等に関する以下の事項に同意したものとみなします。

- 応募動画の著作権は応募者に帰属する。ただし、環境省及び事務局は、応募者の許諾を要することなく、応募動画を公開、編集及び利用することができる。
- 作品自体や作品に使用される素材（画像、音楽等）については、応募者自らが創作して著作権を有しているか、著作権者からの許諾（国外での使用も含む）を受けたものに限る。
- 出演者（個人が容易に特定し得る通行人も含む）には、撮影の承諾を得るか、個人を特定できないよう配慮した上で応募しなければならない。未成年者が映っている場合には、それぞれの親権者又は保護者から承諾を得ていなければならない。
- 万一、第三者から著作権、肖像権等の権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、環境省及び事務局は一切の責任を負わない。
- 他のコンテストに応募した作品も応募可能だが、他のコンテストで入賞した作品については応募できないものとする。
- 公序良俗に反する内容、政治目的、宗教勧誘、特定の事業者や商品の広告目的などの宣伝又は勧誘を意図する内容の作品と事務局が判断した場合は、審査の対象外とする。
- 選定後であっても、虚偽の事実や不正が存在し、または権利侵害等の問題があると事務局が判断した場合、選定を取り消し、公開を停止する。
- 選定作品、選定者の氏名（団体名）については、報道機関に発表するほか、環境省ホームページ等で公開する。

6. 問い合わせ先

環境教育・ESD 実践動画 100 選事務局（公益社団法人日本環境教育フォーラム内）

担当：加藤超大

E-MAIL：ee.esd100@jeef.or.jp